

鳥取県告示第 46 号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第6条第1項第4号及び第5号に該当したことにより、同法第24条の6の5第1項の規定に基づき次のとおり登録の取消しをしたので、同法第24条の6の8の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 商号
村尾商会
- 2 代表者の氏名
村尾義徳
- 3 主たる営業所の所在地
米子市河崎2329－4
- 4 登録番号
鳥取県知事(2)第00294号
- 5 登録年月日
平成18年9月18日
- 6 登録の取消しの年月日
平成20年1月18日